

・・・・・・・・・・＜＜ 介護保険料のしくみ ＞＞・・・・・・・・・・

介護保険料の額は、  
 ① ご本人の収入・所得  
 ② ご本人と世帯の住民税課税状況 による「保険料段階」に応じて決められます。

★それぞれの「保険料段階」の対象者と、令和8年度の保険料額はつぎの表のとおりです。

【森町介護保険条例抜粋】

保険料段階	対 象 者	保険料額	備 考
第1段階	・生活保護受給者	年額 23,500円	(基準額×0.285)
	・「世帯全員が非課税」で老齢福祉年金を受給している方		
	・「世帯全員が非課税」で「年金収入額+年金以外所得額」が 82.65万円以下の方		
第2段階	・「世帯全員が非課税」で「年金収入額+年金以外所得額」が 82.65万円超120万円以下の方	年額 40,100円	(基準額×0.485)
第3段階	・「世帯全員が非課税」で「年金収入額+年金以外所得額」が 120万円超の方	年額 56,700円	(基準額×0.685)
第4段階	・「世帯に課税者がいる」が「本人は非課税」で 「年金収入額+年金以外所得額」が 82.65万円以下の方	年額 74,500円	(基準額×0.90)
第5段階	・「世帯に課税者がいる」が「本人は非課税」で 「年金収入額+年金以外所得額」が 82.65万円超の方	年額 82,800円	(基準額)
第6段階	・「本人が課税」で「所得額」が120万円未満の方	年額 99,300円	(基準額×1.20)
第7段階	・「本人が課税」で「所得額」が 120万円以上210万円未満の方	年額 107,600円	(基準額×1.30)
第8段階	・「本人が課税」で「所得額」が 210万円以上320万円未満の方	年額 124,200円	(基準額×1.50)
第9段階	・「本人が課税」で「所得額」が 320万円以上420万円未満の方	年額 140,700円	(基準額×1.70)
第10段階	・「本人が課税」で「所得額」が 420万円以上520万円未満の方	年額 157,300円	(基準額×1.90)
第11段階	・「本人が課税」で「所得額」が 520万円以上620万円未満の方	年額 173,800円	(基準額×2.10)
第12段階	・「本人が課税」で「所得額」が 620万円以上720万円未満の方	年額 190,400円	(基準額×2.30)
第13段階	・「本人が課税」で「所得額」が 720万円以上の方	年額 198,700円	(基準額×2.40)

※上記の「課税」「非課税」とは住民税にかかるものとなっておりますが、令和7年度税制改正により、令和7年中の給与所得控除の最低保障額が引き上げられたことから、特例措置として令和8年度に限り、税制改正前の基準に基づいて「課税」「非課税」を判定します。

※不動産を売却した所得がある場合は、所得の特別控除があります。（詳細はお問合せください。）